

第 4 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 平成31年4月23日 午後3時00分から4時45分
- 2 開催場所 音更町役場 特別会議室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	松 川 博	出席	11	白 川 勝	出席
2	伊 藤 雅 明	出席	12	平 尾 秀 元	出席
3	小 原 悟	出席	13	大 場 隆 明	出席
4	土 田 純 雄	出席	14	西 川 彰	出席
5	貞 廣 涉	出席	15	鈴 木 賢	出席
6	石 王 雅 士	出席	16	大 西 忠 義	出席
7	林 雅 浩	出席	17	石 川 清 光	出席
8	茂古沼 美 則	出席	18	高 野 春 夫	出席
9	田 守 文 夫	出席	19	木野村 英 明	出席
10	大 熊 秀 之	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	福 井 明 宏
農 地 振 興 係 長	木 谷 康 臣
農 地 振 興 係 主 任	小 川 健 太 郎
農 地 振 興 係 主 事	笹 原 貴 彦

- 4 議事録署名委員
 - 7番 林 雅浩 委員
 - 8番 茂古沼 美則 委員

5 付議した議案等

- 報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 土地の現況証明願について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

6 議事

(開会 午後3時00分)

- 議 長 　ただ今から、平成31年第4回音更町農業委員会総会を開催いたします。
　ただ今の出席委員は19名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
　議事録署名委員につきましては、7番 林委員、8番 茂古沼委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
　報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 係 長 　(報告第1号第1項から第18項朗読、説明)
- 議 長 　説明が終わりました。みなさんからご意見等ございませんか。
- 5 番 　あっせん委員長をさせていただいた第10項と第11項の件につきまして補足説明をさせていただきます。議案を見ていただければわかりますとおり、賃借料につきまして地域平均よりも若干低いと思われませんが、こちらにつきましては、契約の特記事項といたしまして第10項につきましては、契約面積の19,598平方メートルに対しまして実際に作付できる面積の18,000平方メートルで計算しております。第11項につきましては、契約面積の15,729平方メートルに対しまして実際に作付できる面積は8,200平方メートルということで計算した金額でそれぞれ契約しております。以上です。
- 議 長 　他にみなさんからご意見等ございませんか。
- 6 番 　第17項につきまして、売買金額が地域の平均価格よりだいぶ安くなっていることにつきまして、こちらは現況地目は畑となっておりますが、畑のまわりは山林で囲まれた傾斜地であり、畑に入る道路がなく本件の土地のまわりで耕作をしている今回の譲受人にということで、そのような兼合いでこの金額となっております。以上です。
- 議 長 　他にみなさんからご意見等ございませんか。
- 委 員 　(全員なし)
- 議 長 　私の方から、第6項と第7項につきまして同一人物、同じ金額で契約を分けている件について説明をいただければと思います。
- 8 番 　第7項につきまして、賃貸借期間といたしまして今年の11月30日までの期限付きとなっているのがこの2筆でございます。こちらは道の駅の建設地の部分となっております。耕作できる期限が決まっているところを分けて契約したということになります。以上です。
- 議 長 　他にみなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第1号を終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第2号第1項から第8項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第2号を終了いたします。

次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項から第7項朗読、説明)

本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第1項と第2項につきましては、後ほど議案第2号において、農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請が、第3項につきましては、後ほど議案第5号において、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定が、第4項から第7項につきましては、後ほど議案第6号において、あっせんの申し出がそれぞれございます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第1号第1項から第7項の件について、要件を満たしているということによるしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項から第7項については、要件を満たしていると確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。

高野委員から、調査報告をお願いいたします。

18番 この土地は、議案第1号第2項の借主が新規就農して耕作されていた土地でありましたが、離農に伴いまして、義理の父であった今回の借主が借りるということでございます。元々、土地の条件が悪く貸主も2年ほど作りあぐねていた土地をなんとか使えるように整備して耕作しているということで賃貸料は若干安めではありますが、致し方ないような土地ではあります。許可相当と思われれます。以上です。

議長 高野委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号第2項の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われれます。以上です。

議長 議案第2号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。伊藤委員から、調査報告をお願いいたします。

2番 この土地につきましては、昨年の農作物生育状況調査・農地パトロールでみなさんにも見ていただいた1年間耕作を休んだ農地でございます。しかしながら、農地の最低限の管理はされていたと思っております。

借主の地区の担当委員である田守委員とも連絡を取りあいながら3条という形になりましたけれども、今回、契約をさせていただきました。借主の経営内容につきましても、賃貸料につきましても地域に悪影響を及ぼすような設定ではございませんので許可相当と判断いたします。以上です。

議長 伊藤委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

- 議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。
 続きまして、議案第2号第3項の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。
- 事務局長 (議案第2号第3項朗読、説明)
 なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われ
 ます。以上です。
- 議 長 議案第2号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。
 林委員から、調査報告をお願いいたします。
- 7 番 経営移譲による借換えということで今まで借りられていたお父さまから息子さんへ
 借主が変わっただけで、契約内容の変更はございません。何ら問題はないと思われ
 ます。以上です。
- 議 長 林委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。
- 委 員 (全員なし)
- 議 長 議案第2号第3項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。
- 委 員 (全員異議なし)
- 議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第3項について、申請のとおり許可することに決定
 いたします。続きまして、議案第2号第4項の件を議題といたします。事務局から説明を
 求めます。
- 事務局長 (議案第2号第4項朗読、説明)
 なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査
 書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われ
 ます。以上です。
- 議 長 議案第2号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。
 林委員から、調査報告をお願いいたします。
- 7 番 経営移譲に伴います使用貸借ということで、親子間ということでございますので、
 何ら問題はないと思われ
 ます。以上です。
- 議 長 林委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。
- 委 員 (全員なし)
- 議 長 議案第2号第4項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第4項について、申請のとおり許可することに決定いたします。
続きまして、議案第2号第5項の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第5項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第2号第5項の案件につきましては、現地調査が行われています。
鈴木委員から、調査報告をお願いいたします。

15番 親子間での経営移譲をするための使用貸借でございますので、何ら問題はないと思
われます。以上です。

議長 鈴木委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第5項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第5項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」の第1項の件を
議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)

本件につきましては、申請者は酪農業を営んでいて、平成28年に経営規模拡大等
のため牛舎を建設し、乳量増加による経営の安定を図ってきました。この規模拡大に
より飼養頭数が増加し、飼料の生産貯蔵が既存の施設では不足であるため、バンカー
サイロの設置と通路・作業場を確保するため、本計画を立てました。

しかしながら、現宅地内には本計画施設の設置スペースが無いため、農地ではあり
ますが、収穫した飼料作物を貯蔵生産し、現飼養施設への飼料運搬が最短で可能な本
申請地に計画するものであります。

別添「調査書」につきましては、4ページから10ページとなっております。

立地基準につきましては、「調査書」の4ページにあるとおり、農用地区域内農地
であり転用は原則不許可な土地ですが、農業用施設の建設のため農地法第4条第6項
のただし書きの例外許可事由にあたると思われま

す。一般基準につきましては、「調査書」の5ページから7ページにあるとおりで、資
力・信用力については、事業費と同等額の自己資金の残高証明書が金融機関から提出

されております。

また、転用することによって、付近の農地に被害を及ぼすおそれはないと思われ
ます。以上です。

議 長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
西川委員から調査報告をお願いいたします。

14番 今月の2日に事務局とともに現地へ行ってお話を伺ってまいりました。バンカーサイロの建設ということでございますが、現在の飼養頭数は、搾乳牛が200頭ほど、育成牛が300頭ほどということでございます。牛の頭数の増加に伴って飼料貯蔵施設が不足しているということでございます。バンカーサイロ、通路・作業場ということで2,200平方メートルの申請となっておりますが、最低限の面積となっておりますので許可相当と思われ
ます。以上です。

議 長 西川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項は、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の11ページから13ページのとおりであります。利用状況は、雑種地となっております。以上です。

議 長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
田守委員から調査報告をお願いいたします。

9番 3月28日に事務局とともに現地を調査してまいりました。庭先に自宅用のソーラーパネル設置しようとしたところ、登記、現況ともに地目が畑であるということがわかり、設置部分のみの必要最小限の面積での願出となっております。現状は芝生が生え庭として管理しており耕作できるような土地ではないと判断いたしました。以上です。

議 長 田守委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第1項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項は、願出のとおり証明することに決定をいたします。

続いて、議案第4号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第2項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の14ページから16ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議長 議案第4号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。高野委員から調査報告をお願いいたします。

18番 4月14日に現地へ行ってお話を伺ってまいりました。息子さんへの経営移譲を前にして宅地の整理をするということでございます。私の子供のときから建物、庭木の配置はこのとおりでありまして、ご本人も宅地であると思っていたような土地でございます。必要最小限の面積での願出であり、何ら問題はないと思われます。以上です。

議長 高野委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第2項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第2項は、願出のとおり証明することに決定をいたします。

続いて、議案第4号第3項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第3項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の17ページから18ページのとおりであります。利用状況は山林となっております。以上です。

議長 議案第4号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。高野委員から調査報告をお願いいたします。

18番 4月9日に現地調査に行ってまいりました。大昔どのように使われていたかは不明なところではありますが、野地側に向かって棚状になっている僅かな面積の平らな部分で現在では雑木の生い茂っている状況で山林となっております。以上です。

議長 高野委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議 長 議案第4号第3項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第3項は、願出のとおり証明することに決定をいたします。

続いて、議案第4号第4項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第4項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の19ページから20ページのとおりであります。利用状況は原野となっております。以上です。

議 長 議案第4号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。
高野委員から調査報告をお願いいたします。

18番 4月2日に事務局とともに現地を確認してまいりました。昔は、ここに住宅を構え農業をされておられたということでございます。今現在はリタイヤをしておりまして、離農してから一時期、議案第4号第3項の土地所有者が草地として利用していたときもあったようでございますが、とにかく傾斜がきつい場所でありまして現在では雑木が点在するというなかなか農地としては利用不可能な場所であるということで、現在は原野となっております致し方なしと思われれます。以上です。

議 長 高野委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第4項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第4項は、願出のとおり証明することに決定をいたします。

続いて、議案第4号第5項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第5項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の21ページから24ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議 長 議案第4号第5項の案件につきましては、現地調査が行われています。
松川委員から調査報告をお願いいたします。

1番 4月8日に事務局とともに土地の所有者を交えて現地調査をしてまいりました。年金受給のための準備ということで屋敷周りの地目を整理するというところでございます。必要最小限の面積で何ら問題はないと思われれます。以上です。

議 長 松川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第5項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第5項は、願出のとおり証明することに決定をいたします。

続いて、議案第4号第6項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第6項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の25ページから27ページのとおりであります。利用状況は雑種地となっております。以上です。

議 長 議案第4号第6項の案件につきましては、現地調査が行われています。林委員から調査報告をお願いいたします。

7 番 4月9日に土地の所有者にお話を伺ってまいりました。幅が6m、奥行180mほどの土地の中心に防風林が植わっており、農地とは認められず雑種地であると思われ
ます。以上です。

議 長 林委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第6項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第6項は、願出のとおり証明することに決定をいたします。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

議案第5号につきましては、先に、第1項の審議を行い、その後に第2項から第35項までの案件を一括審議したいと思います。

それでは、まず議案第5号第1項については、伊藤委員に関する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与の制限となります。

第1項を審議する前に、伊藤委員退席のため、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議案第5号第1項を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 (議案第5号第1項朗読、説明)

以上につきましては、別添「調査書」の28ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第1項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項について、決定いたします。
伊藤委員入室のため、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、議案第5号第2項から第35項までの件を一括議題とします。事務局からの説明を求めます。

係 長 議案第5号第2項から第19項につきましては、先ほど、報告第1号で報告しておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。つきましては、第20項からご説明いたします。

(議案第5号第20項から第35項朗読、説明)

以上につきましては、別添「調査書」の28ページから39ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第2項から第35項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第2項から第35項について、決定いたします。
次に、議案第6号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項から第13項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。

本日、午後2時より、農地調整部会が開催されており、議案第6号のあっせんの適

格者の選定が行われております。伊藤部会長から報告をお願いいたします。

2 番 あっせん適格者の報告をさせていただきます。

第1項、昭和地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、昭和地区のBさん（54歳）、昭和地区のCさん（58歳）の2名を選定いたしました。

第2項、元昭和地区のDさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、元昭和地区のEさん（33歳）を選定いたしました。

第3項、共栄地区のFさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、昭和地区のGさん（53歳）を選定いたしました。

第4項、雄飛が丘仲区第2地区のHさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた東土狩地区のIさん（43歳）、東土狩地区のJさん（56歳）の2名を選定いたしました。

第5項から第13項まで適格者が同じでございますのでまとめて報告させていただきます。

第5項、木野西9地区のKさんからの売買の申出につきまして、第6項、北宝来2地区のLさんからの売買の申出につきまして、第7項、木野9地区のMさんからの売買の申出につきまして、第8項、花園地区のNさんからの売買の申出につきまして、第9項、木野西10地区のOさんからの売買の申出につきまして、第10項、木野9地区のPさんからの売買の申出につきまして、第11項、木野西9地区のQさんからの売買の申出につきまして、すべての適格者といたしまして桜田地区のRさん（39歳）を選定いたしました。

第12項、昭和地区のSさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、昭和地区のCさん（58歳）を選定いたしました。

第13項、すずらん台地区のTさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、昭和地区のUさん（61歳）を選定いたしました。以上です。

議長 ただ今、伊藤部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 （全員なし）

議長 議案第6号第1項から第13項について、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 （全員異議なし）

議長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項から第13項について、報告のとおり決定いたします。

続いて、事務局からあっせん委員の報告をいたします。

事務局長 （あっせん委員の発表）

議長 ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくをお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

以上で議案は全て終了いたしました。

以上をもちまして、平成31年第4回音更町農業委員会総会を閉会させていただきます。

(閉会 午後4時45分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

平成31年4月23日